



# かとり 農業委員会だより

平成27年11月

No.27

編集・発行  
香取市農業委員会

〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 TEL 0478-50-1226 (0478-54-1111 内線 2871)



## 新規就農者ご紹介

高須 裕貴 さん (香取市大島)

実家は、先祖代々大島で水稻農家を営んでいました。私の両親は農業を継ぎませんでした。そんな私が、実家で農業を始めようと思ったのは、学生時代に経験した、米の集荷のアルバイトでした。一日何十軒も農家さんのお宅を訪問し、米の集荷をするのですが、若者の農業離れ、後継者不足によって自分の代で農家もおしまいだという農家さんが多数ありました。私の実家の祖父もまさにその農家さんたちと同じ状況でしたし、私も先祖代々引き継いできた農地が荒れてしまつのは悲しく感じました。そこで、だったら私が農家になって、少しでも若者が農業に戻ってくるようなことはできないだろうか考えたのが農業を始めようと思ったきっかけでした。

そのまま実家の水稻栽培を継ぐことも考えましたが、新しい農業の技術や可能性などを見つめるため、農機具メーカー、次に大規模農業法人に就職しました。そして、自分の理想の農家ができてきたため、独立新規就農しました。

大島地区は水稻栽培の盛んな地区で、蓮根栽培をしているのは私一人です。今まで誰もやってこなかったことを私が先頭になって積極的に導入、実践することで新しい農家のスタイルを作り上げていきたいと考えています。

今、私が挑戦しているのは、産業用無人ヘリコプター、ラジコンボートによる作業の効率化です。そのために、産業用無人ヘリコプターのおペレーター資格を習得しました。蓮根栽培だけではなく、水稻栽培でも活用できる技術もあるため、地域の農家さんの役に立てるような、技術、知識の習得中です。

農業には、まだまだ新しい可能性があると私は考えています。私が先頭になって若者が農業に興味を持てるような、魅力的な農家になりたいです。

**農業委員会等に関する法律の改正について**

法律の改正により、現に在籍する農業委員の任期は本年9月26日を以て満了となるところでしたが、平成28年3月31日まで任期の期間を延長し、4月1日より、新しい農業委員会体制を構築する事となりました。

新しい法律においては、農業委員会が、その主たる使命である、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）をより良く果たせるようにすることを掲げております。

**〔農業委員会法の主な改正点〕**

① 農業委員会業務の重点化  
 農業委員会は、農地法に基づく権利移動等に関する許可事務のほか、農地等の利用の最適化を行うことを明確にし、その推進に努める。

② 農業委員の選出方法の変更  
 農業委員の公選制は廃止し、市議会の同意を要件とする市長の任命制一本とする。  
 委員のうち、原則として過半数を認定農業者とする。

③ 農地利用最適化推進委員の新設  
 農業委員会は、現場活動を積極的に行うため、意思決定を行う農業委員とは別に、農地利用最適化推進委員を委嘱する。

推進委員は、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の

地域における現場活動を行う。

\*なお、農業委員、農地利用最適化推進委員の定数等の詳細につきましては、政省令を基に条例で定めます。

また、条例制定後の、推薦及び募集等の詳細につきましては、香取市のホームページ等でお知らせします。

**選挙人名簿の登録申請はありません**

例年、年末に「農業委員会委員選挙人名簿登録申請書」を配布し、申請の記入・提出をお願いしておりましたが、今回の農業委員会等に関する法律の改正により、選挙人名簿の登録申請の手続きは無くなりましたのでお知らせします。

**農業委員会那珂郡協議会が**

**香取市を訪問**

7月13日に、茨城県那珂市、常陸大宮市、ひたちなか市、東海村の各農業委員及び事務局職員42名が、農業従事者の減少・高齢化等により全国的に問題となっている遊休農地や耕作放棄地の増加について、新たな農地施策の展開に向けた取り組みを検討すべく、香取市へ視察研修に訪れました。

山田公民館で行われた研修会では、耕作放棄地の解消活動の事例として、新里営農組合の長嶋敏夫代表や関係団体である香取市より概要説明を行いました。

その後、耕作放棄地解消の現場である稲発酵粗飼料（稲を使ったWCS）栽培水田、

また、連携団体が畜産農家へ粗飼料を安定供給できるTMR（粗飼料と濃厚飼料を適切な割合で混合し、必要な養分を十分供給できるように調整した牛の飼料）センターを案内しました。



女性農業委員の活動報告

千葉県女性農業委員の会に参加して

農業委員 伊藤はつ子

7月30日、千葉市文化センターで行われた千葉県主催の会議に、林藤江農業委員と参加しました。

千葉県内には54の市町村がありますが、女性農業委員の構成については、29の市町村に女性農業委員がおり、人数的には61名となっております。今回は39名が参加し、自己紹介と近況報告を兼ねて、全員が1分間のスピーチを行いました。日々、勉強に明け暮れています。皆様、生き生きと活動をしていました。

会議の内容としては、平成26年の活動報告、27年の活動計画を協議しました。

農業委員会を巡る情勢についての報告が、千葉県農業会議の林林事務局長より、詳しく説明があり委員会活動の更なる強化と取り組み、農業後継者の育成・確保に向けた仕組みづくりが必要との事でした。

農業委員会制度が大きく変わろうとしている現在において、私たちは農地の番人として農地を守り、農業的な有効利用を促進することが基本的な使命とされます。

今後の活動に大きな力となりました。

農作業標準賃金・機械作業料金

1. 農作業標準賃金(平成27年度)

作業種目	契約種別	標準賃金(円)	備考
水田作業	1日	9,900	実労働時間 8時間
畑作業	1日	8,200	実労働時間 8時間
果樹収穫作業	1日	7,700	実労働時間 8時間

2. 水田機械作業標準料金(平成27年度)

作業種目	契約種別	標準料金(円)	備考
耕起	トラクター	10a請負	5,900
代かき	トラクター	10a請負	6,200 (1) 仕上げの料金 (2) ドライブハロー使用 (3) ロータリーを使用の場合は上の耕耘料金に準ずる。
畔塗り	トラクター	10a請負	36 (1) 標準料金額は1m当りの料金であり、100mを基礎に算出
植付	田植機	10a請負	7,200 (1) 稚苗植の額 (2) 苗費は含まない。
刈取脱穀	コンバイン	10a請負	17,300 (1) 乾燥場までの籾運搬は含まず。 (2) 乾燥場までの籾運搬費は籾運搬コンテナを使用する場合、10a当り900円である。
乾燥調整	60kg当り	2,800	(1) 籾摺料金の640円を含む。
育苗	1箱当り	780	(1) 稚苗(硬化苗)の額

\*乾燥調整、育苗を除く作業はオペレーター1人付料金

注 上記の標準賃金並びに標準作業料金については、千葉県農業会議の開示資料を香取市は準拠しております。

農地の  
売買・転用等の  
申請受付期間  
並びに  
総会予定表

年月	受付期間	総会開催日
平成27年12月	7日(月)~10日(木)	18日(金)
平成28年 1月	6日(水)~ 8日(金)	22日(金)
2月	8日(月)~10日(水)	23日(火)
3月	7日(月)~10日(木)	18日(金)

# 農業者年金に加入しませんか？

農業者年金は、農業者のための、安定した積立式の公的年金です。

## 農業者年金ってどんな年金？

- 積立方式なので、積み立てた金額に応じた額の年金をかならず受給できます！  
また、年金額が加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い年金です。
- 年金は一生涯支給されます！  
80歳までに亡くなられた場合は、80歳までに受け取る予定であった分のお金を、ご家族が受け取ることができます。
- 認定農業者など、担い手の方は、国が保険料を一定の割合で負担してくれる制度もあります！
- 税制面でも大きな優遇があります！

## 加入要件はこの3点だけ

- 農業に年間60日以上従事していること
  - 国民年金の第1号被保険者であること
  - 20歳以上60歳未満であること
- ☆農地を持っていない方や、配偶者・後継者の方も加入できます！

しっかり積立て、  
がっちりサポート  
安心で豊かな老後を

☆☆☆ お問い合わせは、香取市農業委員会またはお近くのJAへ ☆☆☆

## 全国農業新聞を 購読しよう

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙です。

農業者の「経営と暮らしに役立つ」ホットな情報、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう家族全員が楽しめる記事をお届けします。

### 【内容】

- ・変革期にある農政と農業・農村の新しい動きを解りやすく解説しています。
- ・認定農業者、農業生産法人など意欲的な農業経営者向けの情報を提供しています。
- ・新規就農者や農村女性の元氣な取り組みを紹介しています。
- ・法人実務・税金・金融・農地・農業者年金相談などの経営者必携の実用的な情報が満載です。
- ・農村女性、お年より向けの家庭・くらし面も充実しています。
- ・県版・地方版における元氣で特徴ある明るい話題や活動を発言しています。

発行日：毎週金曜日

購読料：月700円です。

申込は、地元農業委員または事務局まで  
お願いします。

## 編集後記

「1年が経つのは早い」もので、気がつけば11月も半ばを過ぎ、そろそろ今年を振り返りつつ、来年のことを考える時期でもあります。

国会で法律の一部改正が成立したことにより、香取市農業委員の任期は、来年3月31日まで延長となり、平成28年4月1日より新しい法律の基での農業委員会体制を築かなければなりません。

改正法が地域農業の維持・発展において、適正かつ円滑に運用されることが大切になると思われます。

そのためにも、我々、農業委員一同は、無事に新体制がスタートできるよう支援してまいります。

編集長 高木哲吉